

補聴器利用促進事業 が始まりました！！

北広島市では、令和6年度から加齢により耳が聞こえづらくなった中等度難聴の高齢者を対象に、補聴器購入費用の一部を助成する事業を実施します

以下のいずれにも該当する方が対象です

- (1) 北広島市内に住民登録をしている65歳以上の方
- (2) 聴力低下により日常生活に支障があり、補聴器の使用が必要であることを補聴器相談医により証明されている方
- (3) 身体障害者手帳(聴力)の交付対象とならない方(身体障害者手帳(聴力)の交付対象となる方は補装具支給制度の対象となります。詳しくは保健福祉部福祉課まで)

申請方法

- ①補聴器相談医に「北広島市高齢者補聴器購入費助成意見書※」を記入してもらう
※市役所高齢者支援課又は市ホームページにあります
- ②補聴器販売業者に補聴器の見積書を作成してもらう
(必ず販売業者で聴力レベルの検査と調整(フィッティング)を受けてから作成してもらってください)
- ③必要書類(①②)を揃え、申請書とともに市役所高齢者支援課に提出

注意事項

必ず補聴器購入前に申請をしてください
(申請前に購入してしまうと助成を受けられません)



問い合わせ先：北広島市高齢者支援課 高齢者福祉担当
電話番号：011-372-3311 内線2171・2172

補聴器利用促進事業について

加齢により耳が聞こえづらくなった高齢者を対象に、日常生活でのよりよいコミュニケーションの確保、介護予防や認知機能低下を予防し、積極的な社会参加を促すため、補聴器購入費用の一部を助成します。

【対象となる方】

次のいずれにも該当する方です。

- ① 市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている満 65 歳以上の者であること。
- ② 両耳の聴力が身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。
※ 身体障害者手帳の対象は、「両耳の聴力レベルが 70 dB 以上」、「一側耳の聴力レベルが 90 dB 以上、他側耳の聴力レベルが 50 dB 以上」又は「一側耳の聴力レベルが 80 dB 以上、他側耳の聴力レベルが 60 dB 以上」です。身体障害者手帳交付対象の方は、補装具支給制度（担当：保健福祉部福祉課（内線 2143））の対象となります。
- ③ 聴力の低下のため日常生活に支障があること及び補聴器の使用が必要であることについて、補聴器相談医の証明を受けていること。
※ 補聴器相談医とは、一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会^{とうけいぶ}の理事長から委嘱を受けた医師のことです。北広島市内の耳鼻科は、いずれも補聴器相談医です。

● あだち耳鼻咽喉科・アレルギー科クリニック

住 所：北広島市大曲幸町 3 丁目 4 番地 4 KMR ビル 1 階
電話番号：0 1 1 - 3 7 0 - 3 3 4 1

● 北広島市耳鼻咽喉科

住 所：北広島市美沢 2 丁目 1 番地 7
電話番号：0 1 1 - 3 7 6 - 8 1 3 3

北広島市外の補聴器相談医については、一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会のホームページ（<https://www.jibika.or.jp>）でご確認ください。



日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会
ホームページ用二次元コード

【助成額】

補聴器の購入費用（北広島市高齢者補聴器購入費助成意見書の作成費用を含みます。）の 2 分の 1（上限 5 万円）

※100 円未満の端数切捨

裏面に提出書類・助成の流れを記載しています

【提出書類】

- 申請時
 - ・ 北広島市高齢者補聴器購入費助成申請書（別記第1号様式）
 - ・ 北広島市高齢者補聴器購入費助成意見書（別記第2号様式）
 - ・ 購入する補聴器の見積書
 - ・ 補聴器利用促進事業アンケート（補聴器装用前）
- 請求時
 - ・ 補助金等交付請求書（様式23）
 - ・ 購入した補聴器の領収書
 - ・ 北広島市高齢者補聴器購入費助成意見書の領収書（必要な場合のみ）

【助成の流れ】 ※ 必ず購入前に申請すること

- ① 補聴器相談医を受診し、耳の検査をし、今後の治療方針や補聴器の購入から使用方法等の説明を受けていただきます。そのうえで、聴力レベルが要件を満たし医師から補聴器が必要と認められた方は、「北広島市高齢者補聴器購入費助成意見書」を補聴器相談医に作成してもらいます。
※ 意見書の作成費用は病院によって異なりますが、北広島市内の耳鼻科は、おむね2,000円です。
- ② 補聴器の販売店で、耳の検査や補聴器の調整（フィッティング）、試用など行った後、見積書を発行してもらいます。見積書に指定様式はありませんが、補聴器であること（品番・型番の記載）、価格、見積年月日がわかるような記載が必要です。
例) 令和6年4月1日 補聴器（〇〇社製、型番●●）、△△円
※ 通信販売での購入は対象外です。また、対象となる機器は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」で「管理医療機器（クラスⅡ）」に指定されている「補聴器」のみとなります。集音器は対象となりません。
- ③ 「北広島市高齢者補聴器購入費助成意見書」と「補聴器の見積書」を添えて、「北広島市高齢者補聴器購入費助成申請書」を高齢者支援課に提出してください。
- ④ 申請時にアンケートにご回答いただきます。
- ⑤ 要件などを確認後、市から申請者に「北広島市高齢者補聴器購入費助成決定（却下）通知書」を郵送します。
- ⑥ 見積書をもらった補聴器販売店で補聴器を購入します。
※ 購入を中止または購入する補聴器を変更する場合は、必ず事前に高齢者支援課にご連絡ください。
- ⑦ 補聴器の領収書、北広島市高齢者補聴器購入費助成意見書の領収書（必要な場合のみ）を添えて、「補助金等交付請求書」を高齢者支援課に提出してください。
※ 通帳の写し等口座情報の確認できる書類の添付をお願いします。
- ⑧ 指定の口座に助成金を振り込みます。
- ⑨ 一定期間経過後、市からアンケートを送付しますので、ご回答いただきます。

【お問合せ】

北広島市保健福祉部高齢者支援課

☎011-372-3311（内線2172）